

地震防災隊任務内容

班	任務内容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の指揮統制 2 地震・津波に関する情報の整理 3 避難場所及び避難経路の決定、変更 4 避難場所の位置及び避難経路を示す図面の作成 5 円滑な避難の確保のために必要な対策等を明示した書面の作成 6 避難開始の指示 7 訓練及び教育の実施 8 津波に関する広報の掲示 9 消防機関との連携 10 その他地震防災上必要な事項
地震防災副隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊長の補佐 2 隊長に事故あるとき又は不在のときの職務代理 3 その他地震防災上必要な事項
情報収集班	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報や地震被害に関する情報の収集 2 その他地震防災上必要な事項
情報伝達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者等及び各班に対する津波警報や地震被害に関する必要な情報の伝達 2 その他地震防災上必要な事項
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の位置、避難経路や方向等の指示 2 避難途上の混乱の防止 3 安全な避難誘導 4 その他地震防災上必要な事項
施設点検班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震による建物の損壊、危険物又はプロパンガスの漏洩状況その他被害の状況確認 2 災害防止のための応急措置その他の被害の軽減を図るため必要な措置の実施 3 その他地震防災上必要な事項

津波からの避難場所

住 所	
名 称	

避難経路

- * 避難場所及び避難経路を事前に定め、円滑な避難の確保のために従業者等に周知させること。
- * 避難場所に避難した際は、津波が連続して発生することに鑑み、一定時間（最低6時間）避難場所に留まるか、更に安全な場所に移動すること。
- * 避難場所を変更した場合は、変更後の避難場所及び避難経路を記載したこの用紙を消防本部に提出するとともに、従業者等に周知させること。